＜金融安定理事会（FSB）の報告　について＞

2012 年 5 月 1 日
企業会計基準委員会　事務局

Ⅰ. はじめに

2012 年 4 月 20 日、金融安定理事会（Financial Stability Board : FSB）は、4 月 19・20 日の両日、米国ワシントン D.C.で開催された 20 カ国（G20）財務大臣・中央銀行総裁会議に対して、金融規制改革の進捗に関するいくつかの報告書を提出したことを公表した。

公表したレポートは以下の 4 点である。

- FSB 議長から G20 への書簡
- Global Systemically Important Financial Institutions（G-SIFIs）の国内銀行に対する枠組みの拡大に関する進捗レポート
- シャドウ・バンキング・システムの監視と規制の強化に関する進捗レポート
- 国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の開発する会計基準の収斂（コンバージェンス）と IASB のガバナンス強化に関するレポート

このうち、4 点目のレポート（以下、本レポート）は、IASB・FASB との共同レポートの体裁であり、全体で 70 ページ建てとなっている（原典は下記 HP にて掲載）。
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_120420d.pdf

本レポートの構成は、以下のとおりである。

1. 表紙 1 ページ（タイトルの記載）
「IASB と FASB による会計基準の収斂に関する共同アップデートノート」
「IASB によるガバナンス強化に関するノート」

2. 続く 17 ページ
2012 年 4 月 5 日付、フーガーホスト IASB 議長とサイドマン FASB 議長の連名で発信された「会計基準収斂に関する FSB 会議向け IASB・FASB アップデート・レポート」

3. 続く 4 ページ
「IFRS 財団戦略レビュー　要約と行動計画」

4.　続く 24 ページ

2012 年 2 月公表の「IFRS 財団戦略レビュー2011」全文

5.　続く 24 ページ

IFRS 財団モニタリング・ボードによる 2012 年 2 月公表の「IFRS 財団ガバナンス・レビューの最終レポート」全文

本稿では、本レポートのうち、Ⅱ.として、「会計基準収斂に関する FSB 会議向け IASB・FASB アップデート・レポート」、Ⅲ.として、「IFRS 財団戦略レビュー　要約と行動計画」につき、それぞれ紹介する。

Ⅱ.「会計基準収斂に関するFSB会議向けIASB・FASBアップデート・レポート」

2012年4月5日

Hans Hoogervorst　国際会計基準審議会　議長
Leslie F. Seidman　財務会計基準審議会　議長

要約

1. 2006年に、IASBとFASB（両審議会）は、IFRSとUS GAAPへの最も著しい改善をもたらすであろう短期及び長期のコンバージェンス・プロジェクトを識別した覚書（MoU）に同意した。MoUは2008年に更新された。

2. 両審議会はMoUプログラムの完了に近づいている。

   - 識別された短期プロジェクトの大部分は完了したか又は完了に近づいており、一つは優先度が低いと判断された。

   - 長期プロジェクトのうち、いくつかは完了しており、当初識別されたプロジェクトのうち、両審議会が技術的な決定をまだ完了していないものが3つある（リース、収益認識、金融商品）。

3. 前回の報告書の中で我々は、いずれの審議会も次のことを行うまで新基準を公表しないと述べた。第一に、再公開が必要かどうかを検討し、第二に、最終基準案に関するフィードバックを検討し、第三に、基準が運用可能であると納得することである。2011年半ば、両審議会は、収益認識とリースに関する提案の両方を再公開すると決定した旨を共同で発表した。この決定は、広範な世界中の関係者からのフィードバックに対応したものであり、関係者は、これらの基準が財務報告に与えるであろう重大な影響に関する懸念を提起していた。金融商品の分類及び測定並びに減損に関する正式な決定を両審議会はまだ行っていないが、これらのプロジェクトが提案している変更の重要性を考慮すると、これらも再公開となると予想している。

4. IASBとFASBは、金融商品、リース、保険の各プロジェクトに関してコンバージェンスした解決策に至るように迅速に作業を続けている。しかし、その作業は十分な協議が実施できるようなペースで行われており、考えられる解決策の運用可能性の確保に特に重点を置いている。収益に関する共同プロジェクトの再審議を2012年第2四半期に開始し、分類及び測定、減損、リース及び保険契約に関するプロジェクトの再公開草案を2012年後半に公表する予定である。これらのプロジェクトに関する最終基準

を 2013 年半ばまでに公表する予定である。

5. 非常に必要とされているこれらの財務報告の改善の完了の遅れは残念なことではあるが、変更が運用可能なものとなり、これらの重要な領域での財務報告の改善をもたらすことを確保するために必要なことである。次のことを確保するのは両審議会の責務である。それは、会計処理の要求事項への変更が適切なものとなること、利害関係者がそのプロセスに十分に参加できる機会を与えること、そのプロセスにおける利害関係者のフィードバックを検討する際に両審議会が機敏に対応できることである。今回の場合、再公開はそのプロセスの一部である。

アップデート

6. 両審議会は、独立した基準設定プロセスの枠内で、高品質で国際的な会計基準の単一のセットを達成するための取組みを継続している。

7. MoU は、短期及び長期のプロジェクトを識別した。IFRS と US GAAP への最も著しい改善をもたらすであろうと両審議会が合意したものである。

8. 2010 年に、国際社会の支援を受けて、両審議会は、IFRS と US GAAP への最も著しい改善となるプロジェクトについての優先順位を設定した。

短期プロジェクト

9. 短期プロジェクトの大部分は、両審議会の一方が要求事項を他方の審議会と合わせるように改訂することを求めるものであった（例えば、IASB はセグメント報告を US GAAP と合わせるために改訂した）。株式報酬など他のプロジェクトでは、両方の審議会に改訂基準の公表を求めた。

プロジェクト	現状	マイルストーン
株式報酬	完了	コンバージェンスした基準を 2004 年に公表
セグメント報告	完了	IFRS 8「事業セグメント」を 2006 年に公表
非貨幣性資産	完了	FASB が SFAS 153「非貨幣性資産」（2004 年公表）で、特定の非貨幣的交換の取扱いをコンバージェンスし、公正価値での認識を要求（取引が経済的実質を欠く場合を除く）
棚卸資産会計	完了	FASB が SFAS 151「棚卸資産原価」（2004 年公表）で、超過運賃及び仕損の取扱いをコンバージェンス
会計上の変更	完了	FASB が SFAS 154「会計上の変更及び誤謬の訂正」（2005 年公表）で、会計方針の自発的変更に遡及適用を要求することにより取扱いをコンバージェンス
公正価値オプション	完了	US GAAP に金融商品に係る公正価値オプションを導入
借入費用	完了	IAS 23「借入費用」を 2007 年に改訂
研究開発	完了	US GAAP は取得 R&D を修正（2008 年に、企業結合の一部として）
非支配持分	完了	非支配持分の中間的表示を US GAAP から削除（2008 年に、企業結合の一部として）
ジョイント・ベンチャー	完了	IFRS 11「共同支配の取決め」を 2011 年 5 月に公表。共同支配の取決めの当事者による財務報告に関する原則を確立。
法人所得税	優先度の低いプロジェクトと評価。当面は活動なし。	共同の公開草案を 2009 年に公表。 IASB は今後、法人所得税の会計処理の基本的な見直しを検討する可能性がある
投資不動産企業	仕掛中	FASB は、投資不動産企業が投資不動産を公正価値で測定するよう要求する提案を公表

長期プロジェクト

10. MoU は 2008 年に更新された。両審議会は、プログラムの範囲を狭めて、10 件の長期プロジェクトに重点を置いた。両審議会は成功裏に作業を行い、更新後の 2008 年 MoU のプロジェクトの大部分を完了した。

	プロジェクト	現状	マイルストーン
1	**企業結合**	完了	企業結合会計及び非支配持分に関する共同の要求事項を 2008 年に公表
2	**認識の中止**	完了	それぞれの審議会が開示要求をほぼ一致させ、US GAAP の会計処理の要求事項を IFRS に近づけた
3	**連結財務諸表**（オフバランスシート・リスクの開示を含む）	完了	IFRS 10「連結財務諸表」と IFRS 12「他の企業への関与の開示」を 2011 年 5 月に公表 FASB は本人と代理人に関する明確化の提案を 2011 年に公表
4	**公正価値測定**	完了	SFAS157「公正価値測定」を 2006 年に公表 IFRS 13「公正価値測定」を 2011 年 5 月に公表
5	**退職後給付**	完了	IAS 19「従業員給付」の修正を 2011 年 5 月に公表
6	**財務諸表の表示—その他の包括利益**	完了	その他の包括利益の表示について IFRS と US GAAP の修正を 2011 年に公表
7	**資本の性格を有する金融商品**	優先度の低いプロジェクトと評価	共同のディスカッション・ペーパーを 2008 年に公表
8	**投資企業**	IASB と FASB は、それぞれ 2011 年 8 月と 10 月に、提案を公表	IASB の提案は、実質的な活動が、資本増価、投資収益、又はその両方のために投資を行うことである種類の企業に対し、その企業が支配している企業の連結を免除することとなる。その代わり、これらの投資企業は支配している投資先を公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益で認識することとなる。 FASB の提案は、企業が投資企業かどうかについてのコンバージェンスした判定規準を開発するため、投資会社に関する US GAAP の現行のガイダンスを修正することとなる。

11. 現在、両審議会がまだ技術的な決定を完了していない長期の優先コンバージェンス・

プロジェクトが 3 つだけある（**金融商品、収益認識、リース**）。収益認識とリースに関する日程は、多くの利害関係者の要請で、彼らの利益を十分に考慮できるようにするために延長された。MoU プロジェクトが優先事項とされてきたが、両審議会は、**保険契約**の会計処理への非常に必要とされている改善にも共同で取り組んでいる。

	プロジェクト	現状	マイルストーン
1	**リース**	仕掛中	2010 年 8 月に共同の提案を公開し、両審議会は、実施した広範な協議に対応する改訂後の提案を 2012 年の後半に公表の予定
2	**収益認識**	仕掛中	両審議会は 2010 年 6 月に共同の提案を公開した。実施した広範な協議に対応した改訂後の提案に対するコメント期間は 2012 年 3 月に終了した。両審議会は、2012 年に審議を完了する予定。
3	**金融商品**	仕掛中	この文書の金融商品のセクションで説明
4	**保険契約**	仕掛中	両審議会は、2012 年後半の次回の公表物へ向けて作業を行っている。IASB は、再度の公開草案を公表すべきかどうかを検討中である。公表する場合、FASB はまだ公開草案を公表していないので、両審議会の協議プロセスが揃うことになる。

作業計画の現状

12. IASB と FASB は、残りの 3 つの MoU プロジェクト（金融商品、収益認識、リース）と保険契約を、できるだけ速やかに完了することに専念する。

13. この報告書の次のセクションでは、個々のプロジェクトの現状と、両審議会が MoU プログラムを完了させるために計画しているステップについて詳述する。

金融商品

分類及び測定

IASB

14. IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定に関する各章を、金融資産については 2009 年、金融負債については 2010 年に完成した。IFRS 第 9 号により、金融資産に関する分類及び測定のモデルが、2 つの区分（償却原価と公正価値）に簡素化され、減損モデルは単一となった。テインティング・ルールは廃止され、組込デリバティブについて金融資産である主契約からの分離は要求されなくなった。

15. 企業自身の債務の公正価値測定により生じる純損益のボラティリティの問題には、そうした利得及び損失をその他の包括利益（OCI）に計上することにより対処している。

16. 2011 年 12 月、企業が IFRS 第 9 号のすべてのフェーズを同時に適用できるようにするという公約に合わせて、IASB は、IFRS 第 9 号の強制発効日を 2013 年から 2015 年に延期した。早期適用は依然として認められている。

FASB

17. 2010 年、FASB は、金融商品の分類と測定、減損会計、及びヘッジ会計を扱った公開草案を公表した。FASB の公開草案は、IFRS 9 よりもずっと多くの公正価値測定の使用を提案しており、ほとんどすべての金融商品を貸借対照表において公正価値で認識することとしていた。この提案には、一部の金融負債についての償却原価の選択肢が含まれていた。

18. 公開草案に対して寄せられたフィードバックに対応して、FASB は、少なくとも一部の資産は、企業が当該金融資産の管理に用いている事業活動に基づいて、償却原価の会計処理に適格とすべきだと暫定的に決定した。FASB は、3 つの異なる事業戦略が金融資産の分類に関連性があること、及び金融商品の分解を維持することを暫定的に決定した。FASB は、金融負債を償却原価で測定することも暫定的に決定した。ただし、当該金融負債に関する事業戦略が、取得時、発行時又は開始時において、事後に公正価値で取引を行うこと又は短期で売却することである場合を除く。そうした金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類される。

今後のステップ

19. 上述のとおり、両審議会はいくつかの事項について異なる回答に達していた。分類の区分の数、どの資産を公正価値で測定すべきか、公正価値の変動をどの場所で認識す

べきか、組込デリバティブの分解などである。さらに、その他の包括利益を通じて測定する項目について、売却時に純損益へのリサイクルを行うべきかどうかなど、以前からの重要な相違点もある。

20. IASB と FASB には、利害関係者から、両者のそれぞれの金融商品会計基準のコンバージェンスを行うため、あらゆる努力をすべきだという趣旨のフィードバックが一貫して寄せられてきた。2011 年 11 月、IASB は、特にコンバージェンスと保険契約プロジェクトとを考慮して、IFRS 第 9 号の修正を検討することで合意した。IASB は、いかなる変更も、IFRS 第 9 号の適用をすでに開始しているか又は適用を目前にしている企業への混乱を最小限にする方法で行うべきであることに留意した。

21. 2012 年の合同会議で、IASB と FASB は、両者のモデルをより適切に揃えることのできる方法を共同で検討することで合意した。両審議会は、2012 年第 2 四半期を通じて、一連の公開のボード会議で主要な相違点を議論する予定である。

22. 両審議会は、次の事項に関する議論に焦点を当てる。どの金融商品が償却原価に適格となるか（すなわち、契約キャッシュ・フローの特性と事業モデルの要件）、金融資産の分類の要否（分類を行う場合には、分類の基礎）、考え得る第 3 の分類区分の根拠と範囲（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品）、及び何らかの連鎖的影響（例えば、開示や、金融資産に関する決定を前提として金融負債に関するモデルなど）についてである。

23. 2012 年 2 月の会議で、両審議会は、契約キャッシュ・フローについて同じ判定方法とすることに暫定的に合意した。これにより、両者のモデルの重要な相違点の一つが解消された。

24. 両審議会は審議を継続しており、2012 年後半に公開草案を公表し、2013 年前半に新基準を確定できる状況となると予想している。開発の段階が異なるため、両審議会は、公開草案は別々とするが、できる限り最終結果のコンバージェンスを達成することを提案している。

25. さらに、重要な投資者のフィードバックに対応して、FASB はいくつかの新たな開示要求を提案した。感応度分析、流動性に関する情報、資産・負債のミスマッチ等である。これらの要求は IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に基づくものであるが、さらに拡張しており、様式の標準化を要求するものとなっている。FASB は、分類及び測定の変更の前に、これを 2012 年第 2 四半期に別個に公開する予定である。

減損

26. IASB と FASB は、金融危機の間に明らかとなった発生損失減損モデルへの主な批判へ

の対応を続けている。両審議会は、より将来を見通した「予想損失」減損アプローチ（「貸付金損失引当」とも呼ばれる）を共同で開発している。IASB は、当初の公開草案を 2009 年に公表した。FASB の金融商品に関する 2010 年の公開草案では、異なる予想損失モデルを提案していた。利害関係者は、減損について共通の解決に至ることが非常に重要であるとの反応を示した。IASB と FASB は、その後、2011 年に補足的な共同提案を公表し、共通の減損モデルの共同開発を続けている。

27. 両審議会は、金融資産の信用度の悪化を反映するという全体的な目的をもったモデルを追求している。両審議会は、予想損失の認識の時期を判定する目的で金融商品を 3 つの区分（バケット）に入れるアプローチに重点を置いてきた。認識される減損損失は、資産がどの区分に配分されるのかによって変わることとなる。一般的に、当初認識時には 12 か月の予想損失が認識される。資産の信用度が悪化して、信用度が一定の水準を下回った場合には、当該資産は他の区分に分類変更され、存続期間全体にわたる損失が認識されることとなる。原則主義の減損モデルを支え、企業間の比較可能性を確保するために、開示が極めて重要となる。

28. 両審議会とスタッフは、提案しているアプローチが運用可能かどうかを判断するため、広範な共同のアウトリーチを引き続き実施している。両審議会は、提案しているモデルが特定の金融商品にどのように適用されるか、及びどのような開示を要求すべきかを議論している。両審議会は、広範囲の協議を行ってきており、特に、金融監督当局や IASB の専門家諮問パネル（信用リスク専門家による）と協議し、専門家から提案の運用可能性の考慮に関するガイダンスを得ている。

29. コンバージェンスした解決策への到達が、最も重要なことである。両審議会は、プロジェクトの緊急性と次のことの必要性とのバランスを取らなければならなかった。それは、新たな要求事項が運用可能で、整合的に適用され、高品質の情報をもたらすことを確保することの必要性である。広範囲の協議により明らかになったことは、現行の実務には幅広い不統一があり、どのような解決策でも、金融セクターへの主要な参加者の少なくとも一部に対しては重大な変更を生じることとなるという点である。

30. 現在の計画では、2012 年後半に共同の審議を完了し、コンバージェンスした公開草案を公表することとしている。この日程によると、新たな減損の要求事項の確定を 2013 年前半に達成することが目標となる。

ヘッジ会計

一般的ヘッジ会計

31. 両審議会は、当初のヘッジ会計プロジェクトの範囲に相違があった。IASB は、ヘッジ会計の根本的な見直しを提案していた。リスク管理と結び付け、ヘッジ会計を企業（金

融機関以外）にとってもっと受入可能にしようとするものである。FASB は、それよりも重点的なアプローチを採り、ヘッジ会計の要求事項における狭い範囲の実務上の論点を扱った。この範囲の相違のため、両審議会は当初は別々に作業することを決定し、FASB は自身の文書とともに IASB の文書に対するコメントを関係者から募集した。

32. IASB は 2010 年に公開草案を公表した。2011 年に、IASB は公開草案に関する再審議を完了した。レビュー・ドラフトが 2012 年前半に 90 日間、IASB のウェブサイトに掲載され、その間に IASB は範囲を拡大した重大欠陥の有無のレビューとアウトリーチ活動を実施する予定である。IASB は、最終基準を 2012 年後半に公表することを目標としている。

33. FASB は、ヘッジ会計の論点の評価を拡大するかどうかを検討する予定である。FASB は、ヘッジ会計モデルに関する再審議を、分類及び測定に関する審議を完了した時点で開始する予定である。これは、分類及び測定に関する決定の、考え得るヘッジ会計モデルとの相互関係を明確にするためである。このプロセスの一環として、FASB は引き続き、FASB の 2010 年のヘッジ会計の提案の公開草案に寄せられたフィードバックと、IASB の一般的ヘッジモデルに関するフィードバック及び達した結論の評価を行う。

マクロヘッジ会計

34. IASB は現在、オープン・ポートフォリオを伴うリスク管理戦略（マクロヘッジ）を扱うための提案を開発中である。これは一般的ヘッジ会計モデルでは扱っていないものである。IASB の審議は、一般的ヘッジ会計モデルについて寄せられたフィードバックを検討している。IASB は、2012 年後半にディスカッション・ペーパー又は公開草案を公表する予定である。

デリバティブ及び他の金融商品の相殺（ネッティング）

35. IFRS を使用する企業と US GAAP を使用する企業との比較可能性に関する利害関係者の懸念（バーゼル銀行監督委員会や金融安定理事会の懸念も含む）に対応して、IASB と FASB は、金融商品に関する共同プロジェクトの範囲を拡大して、財政状態計算書（貸借対照表）における金融資産と金融負債のネッティング又は相殺を取り扱うこととした。相殺（又はネッティング）は、US GAAP を使用する金融機関と IFRSs を使用する金融機関との貸借対照表上の重大な相違の発生源である。共通の解決は、規制当局者や他の財務諸表利用者の大きな助けとなる。

36. 2011 年初頭に、両審議会は、財政状態計算書において金融資産と金融負債とをどのような場合に相殺（又はネット）するのかに関する要求事項を揃える提案を公表した。提案されたモデルは、通常の事業の過程及び非常時において支払を相殺する能力及び意図に基づいてネッティングに焦点を当てたものであった。これは、US GAAP よりも

IFRS の要求事項に近いものであった。US GAAP では、デリバティブについては、破産時に相殺を行う能力を優先している。

37. 2011 年 6 月、IASB と FASB は異なる結論に達した。FASB は、提案に対して寄せられたフィードバックに基づき、提案どおりには進めないことを決定した。IASB は、当初は公開草案の提案を再確認したが、最終的には、現行の相殺の要求事項を維持することを決定した。しかし、財務諸表利用者を支援するために、両審議会は共通の開示要求に合意した。これらの開示は、IFRS 及び US GAAP に従って作成された財務諸表について、相殺されている金額及び相殺の取決めの対象となっている金額に関する比較可能な情報を利用者に提供することとなる。

38. 両審議会は、2011 年 12 月、確定版の要求事項を公表した。これらの要求事項は 2013 年 1 月 1 日に開始する期間から適用される。

39. さらに、2011 年 12 月、IASB は IAS 第 32 号「金融商品：表示」への追加的な適用指針を公表し、コメント期間中に識別された相殺の実務の不整合について明確化した。

買戻し契約の会計処理（FASB）

40. 2012 年 3 月、FASB は、買戻し契約の会計処理を扱うプロジェクトを公式に発表した。この新プロジェクトが検討する論点には、満期までのレポ（repo-to-maturity）取引をオフバランスの売却として処理せずに貸借対照表に金融取引として反映すべきかどうか、開示の拡充が必要かどうか、などが含まれている。IFRS 第 9 号では、満期までのレポ取引は、一般的に担保付の借入として会計処理される。

収益認識

41. 2011 年 10 月の報告で既述のとおり、公開草案に対して受け取ったフィードバックを検討した後に、両審議会は改訂した提案を再公開することを決定した。両審議会の全員一致の見解は、本提案を再公開するという公式のデュー・プロセス上の要求はないが、確立されたデュー・プロセスの範囲を超えることが適切だというものであった。収益の数字がすべての企業にとって重要であることや、意図せざる結果を避けるためにあらゆる可能な手順を踏むことの必要性を踏まえてのことである。したがって、両審議会は 3 つのデュー・プロセス文書を公表している。2008 年 12 月のディスカッション・ペーパー、2010 年 6 月の公開草案、2011 年 11 月の改訂公開草案である。

42. このプロジェクトは FASB と IASB の両方にとって非常に重要なものである。US GAAP には、広範囲の非常に詳細な業種固有の要求事項がある。IASB の基準には適用指針がなく、作成者が具体的なガイダンスについて US GAAP に依拠することが多い。このプロジェクトは、FASB の詳細なガイダンスを削減して首尾一貫した原則とし、

IFRS の利用者が US GAAP を参照する必要をなくすことを意図している。

43. 2011 年 11 月、両審議会は改訂公開草案を公表した。包括的な原則と、収益をいつどのように認識すべきかに関する適用指針を伴ったものである。改訂公開草案は、最初の公開草案（2010 年 6 月公表）における収益認識の原則を再確認しているが、寄せられたフィードバックに対応して、複雑性を軽減し基本原則に明瞭性を加えるために提案を修正している。120 日のコメント期間が 2012 年 3 月に終了した。

44. 両審議会は、改訂公開草案について利害関係者に知らせるため、いくつかの手順を踏んだ。IASB と FASB のウェブサイトに、主要な規定を説明するウェブキャスト、よく聞かれる質問に回答するウェブキャスト、現行の要求事項と提案している要求事項とを比較し、影響を受ける産業を明らかにする参照用ツールを掲載している。広範なアウトリーチを世界中で利害関係者と行い、関係者が提案を理解し意見を形成する助けとした。円卓会議と討議フォーラムを 2012 年第 2 四半期に欧州、北米、アジア及び南米で開催する予定である。

45. 両審議会は 2012 年第 2 四半期に共同での再審議を開始する予定である。実質的な審議は 2012 年に完了し、最終基準を 2013 年初頭に公表する予定である。

リース

46. リース債務は、オフバランスシート金融の主要な源泉と一般に考えられている。このプロジェクトの目的は、リース契約から生じるすべての資産及び負債が財政状態計算書で認識されることを確保することにより、財務報告を改善することである。

47. 2010 年 8 月、両審議会は公開草案を公表し、リースに係る権利及び義務を借手の貸借対照表で報告することを提案した。貸手についての会計処理の提案は、リース資産の重要なリスク又は便益を保持する企業が、当該資産及び借手に当該資産の利用を認めるという関連した義務を認識するように設計されていた。他のケースで、リース資産の重要なリスク又は便益が借手に移転する場合には、貸手は当該資産のうちリース契約により移転される部分について認識の中止を行うこととなる。

48. 2011 年及び 2012 年の間に、IASB と FASB は、公開草案に対して寄せられたコメントを検討してきた。2011 年 7 月、両審議会は、審議のすべてを完了してはいなかったが、リースの提案を再公開すべきだと結論を下せる十分な情報があると判断した。

49. 両審議会は、コメント提出者が公開草案に対して提起した問題の多くに対処したが、すべてのリースを同じ方法で会計処理すべきかどうかに関する若干の残された懸念を承知している。例えば、一部の人々は、借手に係る損益計上のパターン（「前倒し」となる傾向がある）がすべてのリースに適切かどうかを疑問視した。再審議はほぼ完了

しているが、両審議会は、すでに（すなわち、新たな公開草案の公表前に）受け取ったフィードバックを踏まえ、適切な損益計上のパターンを再検討している。貸借対照表での資産及び負債の認識という、より基本的な論点については再検討していない。

50. 2012 年 1 月、リース・ワーキング・グループが、この論点を議論するために招集された。2012 年 2 月の会議で、両審議会は、ワーキング・グループから受け取ったインプットを使用して、借手の会計処理とともに、特に、借手が認識したいわゆる使用権資産のさまざまな償却方法についてさらに議論した。両審議会は、そうしたさまざまな方法について、運用可能性と財務諸表利用者にとっての有用性を評価するために、追加的なアウトリーチを実施するよう依頼した。スタッフは、2012 年第 2 四半期に両審議会への報告をする。

51. 両審議会は、2012 年後半に審議を完了し公開草案を公表することを目標としている。そのコメント期間中に、両審議会は、財務諸表利用者及びリース活動を行っている企業との追加のアウトリーチを実施することを計画している。最終基準は 2013 年半ばに予定している。

その他のプロジェクト

保険契約

52. 「保険契約」は、IASB にとって 2001 年の創立以来の活動中のプロジェクトであった。これは重要なプロジェクトである。IFRS には現在、保険契約についての具体的な会計処理の要求事項がないからである。2007 年に、IASB はディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。2008 年 10 月、FASB は保険契約に関するプロジェクトを議題に追加し、両審議会がこれに共同で取り組むことで合意した。FASB と IASB は、保険契約プロジェクトのプロセスにおいて異なる地点にいる。IASB は、公開草案「保険契約」を 2010 年 7 月に公表した。FASB は、独自のディスカッション・ペーパー（代替的見解を含んでいた）を 2010 年 9 月に公表した。

53. 2011 年に、両審議会は、IASB の公開草案及び FASB のディスカッション・ペーパーに対して寄せられたフィードバックの検討を一緒に開始した。おおむね、両審議会は、保険債務を履行するために必要な金額の現時点の見積りを反映するモデルを開発している。しかし、両審議会は、そのモデルのいくつかの要素に関して首尾一貫した結論に至っていない。保険に関するグローバル基準への強い要望があり、両審議会は、それぞれの審議会が行った決定をより深く理解して、相違点を解消できる機会を識別するよう努めている。両審議会の現時点での見積りでは、2012 年第 2 四半期に主要な技術的な議論を終了し、FASB が 2012 年後半に公開草案を公表する見込みである。IASB は、もう一度公開草案を出すか、確定版の IFRS に進むかを検討している。公開草案を

公表すれば、両審議会の協議プロセスが一致することとなる。この計画に基づくと、最終基準を 2013 年に公表できる。

連結

54. 両審議会はそれぞれの連結プロジェクトを完了した。これには、特別目的事業体の連結に関する論点への対応や、オフバランスシートリスクに関する開示の拡充などが含まれていた。新たな IFRS の要求事項により、組成された企業（特別目的事業体）に関する新たな開示要求も導入され、IFRS と US GAAP の開示要求が類似したものとなる。

55. しかし、US GAAP で議決権事業体と呼んでいるものに関して、相違点が残っている。US GAAP では、支配の定義に法的アプローチを採っているのに対し、新たな IFRS では、実質的支配を含めて、支配をより広く定義している。寄せられたフィードバックに基づき、FASB は、IFRS モデルの本人・代理人のセクションを公開草案とすることも決定した。

投資企業

56. 両審議会は、企業が投資会社又は投資企業（その大部分の活動が、資本増価、投資収益、又はその両方のための投資である）かどうかの判定規準を揃えようとしている。

57. このプロジェクトの目的は、投資企業を定義し、投資企業については、支配している営業活動企業に対する投資を連結せずに、当該投資を公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識するよう要求することである。

58. IASB は、FASB とともに開発した提案を、2011 年 8 月に公表した。IASB の提案は、特定の種類の企業、すなわち、投資企業に対して、連結の原則及び持分法のガイダンスへの例外を設けるものである（その結果、支配している投資先及び企業が重要な影響力を行使できる投資を、純損益を通じて公正価値で測定することとなる）。

59. FASB の公開草案は、2011 年 11 月に公表された。FASB の提案は、企業が投資会社かどうかの判定規準を、IASB の提案とおおむねコンバージェンスさせることとなる。現行の US GAAP では、投資会社に対して完全な会計処理と報告ガイダンスを示している。現行の US GAAP では、投資会社となる規準に該当する企業は、すべての投資を公正価値で測定し、公正価値の変動をすべて純損益に認識するよう求められる。

60. 両審議会は、両者の提案についての共同の再審議を 2012 年第 2 四半期に開始する計画である。このタイミングに基づき、最終基準は 2012 年末を目標としている。

アジェンダ協議（IASB）

61. MoU プロジェクトの完了に加えて、IASB は、将来の専門的アジェンダのテーマに関

する作業をしている。2011 年 7 月 26 日、IASB は、将来の作業計画に関する最初の公式の公開アジェンダ協議を開始した。そしてコメントを 2011 年 11 月 30 日まで募集した。アジェンダ協議を通じて、IASB は、すべての利害関係者から、戦略的方向性及び作業計画の大まかな全体的バランスについてのインプットを求めている。アジェンダ協議は、IASB が可能性のあるアジェンダ項目を検討する際の重要なインプットを提供するものとなる。

62. 2012 年 1 月、IASB はアジェンダ協議に関して受け取ったフィードバックのスタッフによる要約を議論した。スタッフは何も提案をせず、IASB は技術的な決定を求められなかった。IASB はスタッフに対し、コメントレターで提起された幾つかの問題を明確化するため追加的な調査を行うよう依頼し、基準レベルのプロジェクトの優先順位を評価することのできる追加的な方法を示唆した。IASB は、開発計画を 2012 年第 2 四半期に議論する予定である。

Ⅲ.「IFRS 財団戦略レビュー　要約と行動計画」

1. 背景

2010 年に、評議員会は第 2 次定款見直しの完了を受けて戦略レビューに着手した。IFRS は、100 か国以上の国々で企業による使用が強制又は許容されており、G20 メンバー国の 3 分の 2 が IFRS の使用を現在要求していて、IASB が 2001 年に業務を開始した時から大幅な増加となっている。

戦略レビューは、これらの成果をレビューするとともに、第 2 の成功の 10 年間への目的の設定を、当組織の使命、ガバナンス、基準設定プロセス及び資金調達を検討することにより行おうとしたものである。

IFRS 財団のモニタリング・ボードが同時にガバナンス・レビューを開始した。この 2 つの相互に関連したレビューは、独立にではあるが同時に行われた。モニタリング・ボードと評議員会は、この 2 つのプロジェクトが統合された対応策のパッケージを生み出すべきだという見解を強く共有した。

モニタリング・ボードと評議員会は、両者とも、このプロセスの間に外部の関係者と幅広く協議を行った。評議員会は世界中で数回の公開協議と円卓会議を開催した。

2012 年 2 月、モニタリング・ボードと評議員会は共同で、それぞれのレビューの結論を公表した。

2. 評議員会の戦略レビューの主な結論

国際財務報告基準（IFRS）は、投資者及び他の市場参加者のニーズに引き続き役立つものとなるべきである。透明性は、金融安定化に責任を有する他の関係者のニーズへの敏感な対応とともに、依然として最重要事項とすべきである。

コンバージェンスは場合によっては適切な短期的戦略となり得るが、アドプションの代替ではないことを認識し、IFRS の全世界でのアドプションに引続き重点を置くべきである。

IASB は、適用及び導入の首尾一貫性を向上させるための継続的な作業により積極的役割を果たすべきである。

IASB は、金融監督当局や他の国際機関との「専門的対話の充実」をさらに進めるべきである。そうした国際機関としては、IOSCO、バーゼル銀行監督委員会、金融安定理事会（FSB)、国際通貨基金（IMF）及び国際保険監督者協会（IAIS）などがある。

IASB は、各国及び各地域の基準設定機関、監査及び証券の規制当局、会計専門家等（新興市場国からの当該関係者を含む）との関係を正式なものとし、これを強化すべきである。より密接により先取りした方法で協力し、それにより次のことを行うためである。

基準の作成時

他の機関及び関係者と、より密接に、基準設定プロセスの初期の段階で協議する。

調査研究、フィールド・テスト、適用後レビュー及びアウトリーチ活動実施のために利用可能なグローバルな資源を増大させる。

基準の適用時

基準設定機関、証券及び監査の規制当局並びに IASB が、IFRS の適用の首尾一貫性を高めるための共同作業を行う仕組みを提供する。

評議員会は、IASB の議長と副議長に、9 月までに戦略を策定するよう要請した。各国及び各地域の基準設定機関、監査及び証券の規制当局、会計専門家等とのより正式なネットワークを構築する方法について評議員会が検討するためである。IFRS 財団はすでに IFRS の開発への新興経済圏の参加を拡大することを目的に、新興経済圏グループ（EEG）を設置している。評議員会は、ネットワーク構築の際にこのグループの一層の活用を期待している。この広範なトピックは 6 月の IFRS 諮問会議で議論される予定である。

改訂後のデュー・プロセス・ハンドブック（次のセクションを参照）には、IASB が証券規制当局及び金融監督当局と意思疎通をしなければならないという責任をより正式に認知した文言を盛り込むこととなる。これにより、すでに行われている定期的会合が正式に認知される。

評議員会は、IFRS 解釈指針委員会に対するレビューを完了し、2012 年 4 月に報告書を公表する予定である。評議員会は、解釈指針委員会の運営方法の変更を監督した。その中には、解釈指針の要望の検討に用いる規準の変更が含まれており、これにより、解釈のプロセスが従来よりも反応が機敏なものとなるであろう。実施される手順の中には、証券規制当局や各国及び各地域の会計基準設定主体との、より正式で拡充された意思疎通が含まれている。

評議員会は、フィールドワーク及び影響分析についての合意された方法論を開発するための、国際社会からの代表者のワーキング・グループ（IASB が議長職を務める）の設置を準備中である。

評議員会は、IASB の議長と副議長に、2012 年末までに、より証拠に基づいた基準設定と整合的で、財務報告の分野での思考のリーダーシップを提供するような調査研究能力

を構築する方法について評議員会が検討するための戦略を策定するよう要請した。

IASB は、テクニカル・チームを再編して、教育イニシアチブと XBRL をシニア・テクニカル・ディレクターの責任の範囲内とした。

3. 公的説明責任と独立性を強化するためのガバナンスの取決めの拡充

戦略レビューの中で、評議員会は次のように述べた。

> 基準設定の意思決定プロセスにおける IASB の独立性を、公的説明責任の枠内で維持しなければならない。評議員会の主たる役割は、基準設定プロセスの独立性を擁護し維持することである。
>
> 現在の 3 層構造（モニタリング・ボード、評議員会、IASB）は、組織の使命にとって適切である。そのガバナンス構造の中で、モニタリング・ボード、IFRS 財団及び IASB は、透明性、公的説明責任及び独立性の原則を補強するために相互関係及び手続を適宜強化すべきである。これを行うにあたって、組織のガバナンスの各要素の役割及び責任を明確に定義すべきである。

IASB の議長は財団 CEO の肩書を使用しなくなっている。評議員会は、定款を修正して、この変更を正式なものとすることを計画している。それにより、IASB の議長が、実質上も外見上も、基準設定に集中できるようになる。この定款改訂は、2012 年第 2 四半期に、一般のコメントを求めるため公表の予定である。

評議員会は、デュー・プロセス監督委員会（DPOC）の活動も拡充した。すでに実施した変更として、以下のものの設置がある。

- 評議員会のデュー・プロセス監督責任の管理を支援する明確化されたスタッフ資源（評議員会活動ディレクターの任命による）
- IASB がデュー・プロセスの要求事項をどのように満たしているのかを監視するための手続（IASB がどのように責任を果たしているのかに関する一般向け報告を含む）
- IASB のデュー・プロセス違反の可能性に関する苦情を透明性のある方法で処理するための手続
- DPOC の監督活動についての全面的な公開された報告の仕組み

DPOC は、IASB が DPOC と協議してデュー・プロセス・ハンドブックを更新するよう要請した。改訂後のハンドブックには、DPOC の手続を示したセクションが含まれることとなる。ハンドブックには、次のことを示すセクションも含まれることとなる。

- DPOC がモニタリング・ボードに報告を行う責任
- 評議員会が IASB に照会した事項に対し、IASB がどのように対応したのかに関して IASB が評議員会に報告する責任
- 次のことを確保するためのフィードバックの仕組み。モニタリング・ボードが IASB にアジェンダ項目の照会を行う場合に、モニタリング・ボードの照会に対応して、照会された論点を IASB が取り上げないと決定したときに、IASB が、当該事項を IASB のアジェンダに加えるのは定款で定められている基準設定の責任と整合しないということを評議員会とモニタリング・ボードに立証するようにするというものである。

評議員会は、DPOC による報告に関する仕組みを策定する。モニタリング・ボードへの報告、モニタリング・ボードからのアジェンダ照会に関する報告、及びモニタリング・ボードに関連した報告についてである。デュー・プロセス・ハンドブックの改訂は、2012 年第 2 四半期に、一般のコメントを求めるため公表の予定である。

4. 資金調達

評議員会は、現在の資金調達の基盤を拡大するための作業を行う。特に、資金がより長期（3 年から 5 年）に提供され、公的に支援され、公的に説明責任のある形となることを確保するためである。

5. 結び

このレビューは、IFRS 財団と IASB の今後についての明確なビジョンと戦略を示している。

評議員会は、モニタリング・ボードと緊密に協力して、2 つのレビューに関する施策を調整する。

提案の多くはすでに実行に移されているが、基準設定主体及び規制当局とのネットワークの構築等については、さらに慎重な検討を要する。

評議員会は、2012 年 4 月の会議の間に、定款の変更を検討するプロセスに着手する。

以　上